

「沼田市中小企業・小規模企業振興基本条例」について

1 中小企業・小規模企業振興基本条例とは

地方自治体が地域の中小企業・小規模企業の役割を重視し、その振興を行政の柱としていくことを明確にするために策定する理念条例。平成 11 年（1999 年）に中小企業基本法が抜本的に改正され、中小企業振興に対する自治体の責任が明記（※第 6 条）されたことにより、地域の実情に合わせた振興を行うための条例制定の動きが全国的に広まりました。

※第 6 条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を制定し、及び実施する責務を有する」

2 沼田市における制定の背景

市内の事業者のうち 99%以上を中小企業・小規模企業が占め、地域経済に重要な役割を果たしています。地域の活力向上、経済活性化のためには、地域社会全体が中小企業・小規模企業の担っている役割を理解し、成長を支援していくことが必要です。

こうした背景から、令和 4 年 3 月 22 日付けで「沼田市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定しました。（令和 4 年 4 月 1 日施行）」

理念条例としての中小企業振興条例制定 47 都道府県、669 市区町村
 （R5.1.27 現在 中小企業家同友会全国協議会調べ）
 県内制定 制定済 22 自治体（県、6 市、10 町、5 村）
 12 市では、前橋、太田、館林、渋川、富岡、安中の 6 市
 利根郡内では、みなかみ、川場、昭和の 1 町 2 村

3 条例制定の目的

沼田市が持続的な発展を遂げるためには、中小企業・小規模企業の活力ある発展が不可欠です。地域社会が一体となりその振興に取り組むことで、豊かで暮らしやすいまちを目指していきます。

